

令和4年2月10日

青森市政記者会 様

青森市総務部長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

青森市総務部人事課

課長 工藤、主幹 伊藤

電話：017-734-5093

別紙

長期欠勤について

(1) 事案の概要

令和3年9月30日から同年11月10日までの期間において、合計27日3時間15分欠勤したもの

(2) 被処分者及び処分量定

福祉部高齢者支援課 主査 東谷 由香 (50歳) 停職 3月

(3) 処分日

令和4年2月10日